

第20回熊本市公文書等管理委員会 議事録

1 日時 令和6年（2024年）7月2日（火）14時00分から

2 場所 議会棟2階 総務委員会室

3 出席者（敬称略）

委員会委員 7名

鈴木 桂樹	（委員長／熊本大学 名誉教授）
上拂 耕生	（熊本県立大学総合管理学部 教授）
小粥 祐子	（崇城大学工学部 准教授）
小野 由起子	（株）熊本日日新聞社 論説委員）
坂口 眞理	（特定非営利活動法人 熊本消費者協会 理事）
松崎 景子	（エヌピーオーくまもと 代表理事）
松永 榮治	（弁護士）

4 会議内容

- （1）熊本市公文書館整備基本計画(素案)に関するパブリックコメントの結果について
- （2）令和6年度（2024年度）条例第9条第5項に基づく廃棄文書に係る事前審査について
- （3）新文書分類表について
- （4）熊本市公文書等管理委員会の調査審議手続の公開、非公開について

5 配布資料

- ・00_次第
- ・資料1-1_熊本市公文書館整備基本計画について
- ・資料1-2_パブリックコメントの結果について
- ・資料1-3_熊本市公文書館整備基本計画（案）
- ・資料2_令和6年度（2024年度）条例第9条第5項に基づく廃棄文書に係る事前審査について
- ・資料3_廃棄文書の問合せシート・現物確認依頼シート
- ・資料4_特定歴史公文書一覧
- ・資料5_新文書分類表について
- ・資料6_熊本市公文書等管理委員会の調査審議手続の公開、非公開について
- ・参考資料_市勢要覧 2023、年表

6 議事

議題(1) 熊本市公文書館整備基本計画(素案)に関するパブリックコメントの結果について

(委員長) それでは、第20回熊本市公文書等管理委員会について議事を進行する。

本日の議題は4つ準備されている。

まず、(1) 熊本市公文書館整備基本計画(素案)に関するパブリックコメントの結果について、事務局から説明をお願いする。

※事務局より熊本市公文書館整備基本計画(素案)に関するパブリックコメントの結果について説明。

(委員長) 事務局からの説明について、ご質問などがあればお願いします。

パブコメの結果は昨日から公表しているということで、結果は変えることができないので今後の運用等についての議論になる。

(委員) 今回のパブコメの数は多いのか。

(事務局) 例えば熊本市第8次総合計画の素案の際には9人から76件の意見があった。人数に関しては、平均で10人程度。件数に関しては、一人で何件か出されるのでそれぞれ変わる。今回は多く御意見をいただいたと捉えている。

(委員) ということは今回の素案に対して、ある程度関心をもっていただいているということか。

(事務局) そのように認識している。

(委員長) パブコメの意見の中に、「世界的な民間企業を参考に」という文言があるが、これは具体的にどこを参考になのかわかるか。

(事務局) パブコメの意見について趣旨確認などの確認ができないため詳細は不明。

(委員長) 世界的な民間企業がしっかりしているということが前提での御意見であったのだろう。他よろしいか。

計画の「案」が取れるのはこういった手続きになるか。

(事務局) 委員会で御報告した後、市長決裁を経て「案」をとる。

議題(2) 令和6年度(2024年度)条例第9条第5項に基づく廃棄文書に係る事前審査について

(委員長) それでは、(2)、令和6年度(2024年度)条例第9条第5項に基づく廃棄文書に係る事前審査について事務局から説明をお願いします。

※事務局より(2) 令和6年度(2024年度)条例第9条第5項に基づく廃棄文書に係る事前審査について説明。

(委員長) 事務局からの説明について、ご意見ご質問などあればお願いします。
毎年、分担したり工夫して審査しているが、毎年、全部を見て大変である。
今年は分担方法を変えてみたという説明があった。
各課が廃棄するかどうかの基準は歴史的公文書の基準か。延長するかどうかの基準は、参考で書かれている規則の第3条ということでもいいか。

(事務局) そうである。

(委員長) 委員会で検討して、歴史的公文書であるとする文書はそのままでもいいが、延長するとした文書はどうすればよいか。条例を見返しても、当委員会で延長を判断するとは書かれていないため。

(事務局) 地震関連の文書は10年と決められているので延長としてきた。

(委員長) 少し懸念しているのが、ある委員が歴史的公文書ではないかと判断した文書と類似のものが、他の委員が担当するファイルにないかどうかチェックしてほしい。

委員のチェックの手掛かりはタイトルしかないのだが、事務局が備考欄に収受や回答と書いてあるのはそれほど重要ではないという理解でよろしいか。

(事務局) そうである。

(委員) 昨年、教育委員会のファイルを見たときに、各学校で同じ文書なのにファイル名が異なるものがたくさんあった。今年は教育委員会へ文書ファイル名の統

一等の指示はしているのか。

(事務局) この後、新文書分類表の話でも出てくるが、文書ファイル名の統一を検討している。また、今年廃棄で出されている分は数年前に作成されたものであり、文書ファイル名の統一はされていない。今年新たに教育委員会に向けて文書ファイル名の統一するよう、指示は出していない。

(委員長) 教育委員会は各学校で同じ内容の文書でもファイル名が異なると思うので統一は難しいと思う。

7月いっぱいが問い合わせシート、8月から現物確認シートも出すという流れになる。早めにチェックして進めていきたい。

議題(3) 新文書分類表について

(委員長) それでは、(3)、新文書分類表について事務局から説明をお願いします。

※事務局より(3) 新文書分類表について説明

(委員長) 事務局からの説明について、ご意見ご質問などあればお願いします。

(委員) 文書分類表の現状について納得できた。現在 PT で話し合っている内容は、文書の中身がわかる様式の統一までやっているのか。

(事務局) 現在統一しようとしているのは文書ファイル名の部分である。

(委員) 同じような中身で言葉が違うのは分かりやすくなる反面、言葉が普遍的になると分かりにくくなるのではないか。

(委員長) 文書ファイル名で中身が詳しくわかるようにした方がいいということか。

(委員) ファイルの分類までは普遍化したものでいいが、そのファイル名自体で一度に分かるような仕組みにしてはどうか

(事務局) 未だ協議の途中ではあるが、変更するとしたらポイントが4つほどある。1つ目はすべての文書ファイル名を総務課で集約して管理ができるようになること。2つ目は相模原市の例で最初から特定歴史文書となる「歴マーク」をつけ、文書

作成段階から統一的なルールをもとに文書分類ができるようになること。3 項目が文書ファイル名と保存年限はセットの関係になること。4 項目はだれが見ても中身がわかりやすいような文書ファイル名になること。熊本市は政令市であるので、先行事例の相模原市を参考に、PT 等で検討している所である。

(事務局) 公文書館の整備にあたって、職員の公文書に対する意識を高めたいという思いがある。公文書の管理があまり重要視されず日常の決裁ツールとして使われている現状がある。将来の市民のために説明責任を果たすという意識を、公文書館整備をきっかけに強めていくというのも目的の1つである。

議題(4)熊本市公文書等管理委員会の調査審議手続の公開、非公開について

(委員長) それでは、(4)、熊本市公文書等管理委員会の調査審議手続の公開、非公開について事務局から説明をお願いします。

※事務局より(4)熊本市公文書等管理委員会の調査審議手続の公開、非公開について説明

(委員長) 今まで当委員会は非公開にしていたが、できる限り公開できるものは公開していこうということ。以前の、在り方検討委員会は公開であったと記憶している。

(委員) 在り方検討委員会については、政策の在り方等大枠を決めるものであるため公開、行政不服審査会等は個人情報などを含む案件が多く、具体的な事例を見ていくものであるため非公開である。公文書等管理委員会についても次回やるような廃棄文書リストの現物チェック等は公開にはなじまないのではないかな。もし政策に関わるような話が出てくるようであれば公開にする必要がある。例として、委員会で公開非公開の範囲を決めるということもある。

(委員長) 廃棄文書のリストに関する検討について、現物確認を公開することはできないと思うが、リストを見ながら廃棄するかしないかの議論については公開してもいいのではないかな。

(委員) 私もそう思う。作業終わった後のどうするかというものの公開はいいと思う。

(委員) 廃棄文書ファイルも見せるということになるのかな？

(委員長) それは公開できないのではないかな。

(委 員) そうなると廃棄文書に関する議論をするなら、傍聴する方にはこういった資料を提供するのか。

(事務局) このリストは既に公開されているものが手元にあるという認識。現物確認となった場合、公開になじまないものもおそらくあると思うので、そこは傍聴の方や記者の方には非公開ということになる。現在配布している資料については提供することも可能であるという認識である。

(委員長) 昨年の廃棄文書の議論は議事録で公開されているという認識でよいか。

(事務局) そうである。公開作業が遅れている部分はあるが、文書ファイルのタイトルだけは、行政目録公開システム等で公開しているので市民の方もみられるようになっている。

(委員長) まとめると、現物確認は個人情報に関するものもあるので非公開とし、それ以外の政策決定の議論や、廃棄の確認が終わった後の議論等については公開しても構わないということによろしいか。

(委 員) 問合せシートも公開ということになるのか。

(事務局) 委員個人の名前は伏せて公開としたい。

(委員長) ファイルを使った審議の委員会についてはどう扱うか。事務局としては問題ないということによろしいか。

(事務局) そうである。

(委員長) 今回の事務局提案というのは実質的な判断をする手続きについてである。公開にするか非公開にするかは本会議の冒頭で決めるわけにはいかない。次回の委員会開催の前に事務局と協議のうえ、公開の可否を対外的にアナウンスしておかないといけない。

各委員へは、公開非公開もしくは途中から非公開や、こういった議題で会議を行うという方針を伝えて、その際に気になることがあれば意見を出していただき判断するということによろしいか。

(委 員) 異議なし。

(委員長) 他にになにか御意見はないか。

(委員) あまり文書を捨てたくないという気持ちはある。

(委員長) 文書は一度廃棄してしまったら復活できない。この委員会は文書を廃棄する前の最終審査である。したがって、本当に廃棄してよいものか、文書の中身を知りたい、見たいということがあれば問合せをお願いします。そういったことが委員会に期待されていると思っている。

ちなみに去年はどれくらい問合せがあったか。

(事務局) 去年は220件程度である。

(委員長) 他にになにか質問はあるか。

(委員) 新文書分類表について、新しく分類を作るのは理解したが、作る以前の分類はどう整理されるのか。

(事務局) 他都市の例を見ても、ルールを変えた年の前後で分類の仕方が異なっていることが分類表から見て取れるというところもある。現在庁内でも議論を進めていて、システムの関係上、以前の分類から大きく変えてしまうと不都合が発生してしまうことも考慮して、ヒアリングをしながら進めていくことを考えている。

現在の案としては、大中小分類は変えずに、文書ファイル名の統一を目指してやっているところである。

まだ協議を進めている段階であるので、今後も意見を頂戴したい。

(委員) 承知した。

(終了)